

●この保険のしくみと保険金のお支払い例

Aさん 50歳 男性 (職業:一般事務従事者)

VIP充実タイプ 6口加入
(基本契約の免責期間:4日間、てん補期間:1年) (補償月額30万円)

月額保険料 7,830円

心筋梗塞で3か月入院、その後1か月と15日間自宅療養*1



保険金 総額	入院	3か月	▶	月額30万円 × 3ヶ月 = 90 万円
	自宅療養	1か月	▶	月額30万円 × 1ヶ月 = 30 万円
		と 15日	▶	月額30万円 × $\frac{15}{30}$ = 15 万円 (端日数) *2

90万円 + **30**万円 + **15**万円 = **総支払額 135**万円

*1. 医師の治療を受けていることによって、全く働けない場合をいいます。
*2. 1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

上記は、引受保険会社が作成した架空のお支払い例です。過去に実際に発生したものではありません。

●ご加入方法

- 「団体所得補償保険加入申込書」に必要事項をご記入・ご捺印願います。パンフレット裏面の「お問い合わせ先」までご提出ください。
- 保険料の口座引き去り日は毎月**22**日となります。
- 保険料口座振替不能の場合の取扱い
 - (1) 保険料の口座振替が不能のときは、次の振替月に2か月分の口座振替(併徴振替)をします。
 - (2) 上記(1)の振替ができなかったときは、その加入者の契約は振替できなかった最初の振替月に遡って失効となります。

●ご加入いただける方(被保険者:保険の対象となる方)の範囲

1 全国税理士共栄会の正会員・準会員 全国税理士共栄会会則第6条(会員資格)

1. 正会員 税理士会会員
2. 準会員 次の者で正会員もしくは本会または地区会に申し出て資格があると認められた者。
 - (1) 正会員の家族*3および従業員ならびにその家族*3。
 - (2) 正会員の関与する法人および個人事業主の役員・従業員ならびにその家族*3。

2 新規加入の場合、保険期間開始時の年齢が満20歳以上満79歳までの方に限られます。 更新加入の場合、満84歳までの方に限られます。

- *3 家族とは、配偶者*4、お子様、ご両親、ご兄弟および正会員・正会員の従業員・正会員の関与する法人および個人事業主の役員・従業員ご本人と同居されている親族*5の方をいいます。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)
① 婚姻意思*6を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
- *5 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- *6 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。